**令和7年度　相模原市南区放課後等デイサービス合同説明会**

共催：相模原市

一般社団法人相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会

**『放課後等デイサービスとは』**

まず、私たちの団体の紹介と合同説明会開催の経緯と私の自己紹介とこの合同説明会の目的を説明させて頂きます。

私たちは、**一般社団法人相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会**といいます。長い名称なので略称で**南連協**と名乗っています。**当法人は民間の団体**です。南区を中心に当法人の目的に賛同した障がい福祉事業所が加盟しています。加盟団体は会費を払います。すべての活動はボランティアです。お金を払ってでも地域の障がい福祉向上の為に何かできないかと考え続ける団体です。ホームページに加盟団体一覧があります。

合同説明会開催経緯です。８年前の平成２９年に南子育て支援センター療育相談班と社会福祉法人慈恵療育会（じけいりょういくかい）の児童発達支援センターバンビが、年少さん年中さん年長さんの保護者の皆様が、就学後の放課後等デイサービス事業の利用に関して、不安や疑問があるとのニーズをキャッチしました。

当時の市の担当者と協議し、市との協働事業として私たちが合同説明会に全面協力する運びとなりました。

次に、私の自己紹介をさせていただきます。
当法人こども部会の部会長を務めております、田嶋萌子と申します。

出身は愛知県で、高校・大学では福祉を学び、障がい福祉の分野に携わって20年になります。現在は、「児童発達支援・放課後等デイサービス たいにい・ぼっくすあさひ」の管理者をしております。

私自身、2人の子どもを育てており、下の娘は最重度の障がいがあります。現在は小学校6年生で特別支援学校に通っています。重度の障がいを持つ子どもが通える児童発達支援や、幼稚園・保育園を探すことの難しさ、さらにはヘルパーやショートステイなどの福祉資源を確保する大変さを、実体験として強く感じてきました。

私たち夫婦はともに障がい福祉の分野で働いてきましたが、いざ自分たちが“障がい児の親”という立場になってみると、これまで支援者として考えていたことがいかに甘かったかを痛感する日々でした。
「安心できる居場所をつくりたい」「地域で同じように不安や困りごとを抱えている保護者の力になりたい」そのような思いから、夫婦で法人を立ち上げました。

南連協の会長である坂本さんとご縁があり、立ち上げ当初より南連協に加盟して10年になります。本日の資料も、坂本会長から引き継いだものを使用しております。

現在は、南連協の活動や2つの事業所の運営を通じて、支援が届きにくい子どもたちの「居場所づくり」を大切にしています。今後も、子どもたちと共に成長し、学び合えることを楽しみにしています。
どうぞよろしくお願いいたします。

では、具体的な説明に入る前に、この南区放課後等デイサービス事業合同説明会の**もっとも大切な事柄である目的**をお伝えします。

二つあります。

1つ目は**「就学とその後の生活への不安や疑問の軽減」**

2つ目は**「まずは小学校に慣れる事が最優先で、放課後等デイサービスの利用は二の次だ！をお伝えする」**

という事です。

2つ目がキーポイントです。

福祉的支援から教育的指導になります。児童・生徒の学生期間は教育的指導が続きます。卒業後は再び福祉的支援になります。

障がいのあるなしに関わらず、小学校１年生・2年生の子ども達は混乱しまくります。

小学校にも慣れていないのに、小学校で疲れ切った放課後に、また別の集団で過ごさなければならない。

これは相当な負担です。

ご家族のご健康やお仕事の都合で、放課後の支援が就学当初から必要な場合もあると思います。そのような時は存分に福祉サービスを利用してください。子ども自身の頑張りがキャパオーバーにならないように、私たち福祉従事者が根こそぎバックアップしますので安心して下さい！！

**もしもご家庭に余力があれば、入学後１か月から３ヶ月は慣らし保育期間と思って、初めての学校生活で戸惑う子どものフォローをしてください。学校で頑張った子ども達が、ホッとできるお家に帰らせてあげてください。**

**支援級への就学が決まっている場合は特にその必要があります。**

では次のページから具体的に放課後等デイサービスについてお話します。

まず、法律で定められている事を説明します。

**放課後等デイサービス事業の概要**

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進する。

**対象児童**

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある子ども達です（つまり小学生・中学生・高校生）。特例として引き続き放課後等デイサービスを受けなければその子の福祉を損なうおそれがあると認められるときは満２０歳に達するまで利用することができます。

**放課後等デイサービスの基本的役割**

３つあります。この役割を達成する為に**「児童発達支援管理責任者」**という有資格者を配置する事が法律で定められています。一つずつ説明します。

1. **子どもの最善の利益の保障**

**学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援をする。**

児童発達支援管理責任者が個別支援計画を、ご本人とご家族と話し合いながら作成する事になっています。この個別支援計画は書類としてご家族にお渡しすると共に、最低でも半年に１度は見直し、年１回必ず作成する事になっています。

もしも事業所が個別支援計画を作成しないと、「減算」というペナルティーが科せられます。減算とは、国から支払われるサービス利用費を差し引かれるというペナルティーです。なぜこのような厳罰が設けられたかというと、人数だけ集めて毎日ＤＶＤを流して見せているだけなど、発達支援をしているとは言えない事業所が全国的にあり、行政等に苦情が多く寄せられた為です。という訳で、個別支援計画作成は重要な役割となります。

1. **共生社会の実現に向けた後方支援**

**必要に応じて学校や医療等と連携をとる**

学校に関しては、５年前に法律で放課後等デイサービスと連携しなければならないと義務づけられています。必要に応じて、ケース会議と呼ばれるご本人やご家族と放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所や児童相談所など、関係者が学校で集まり会議をする事もできます。

保育所等訪問支援の受け入れも、学校は拒むことはできません。保育所等訪問支援とは、通っている各種学校に臨床心理士や保育士やＯＴ作業療法士やＰＴ理学療法士などの有資格者が訪問し、学校でのご本人の様子をみて、担任と一緒に学校での支援を考えていくサービスの事です。学校での過ごし方や担任の対応に疑問や不安があったら、児童発達支援管理責任者に保育所等訪問支援事業のサービス利用について相談してください。相談支援事業所と契約している場合は、相談支援事業所の担当者に相談する事もできます。

医療機関とも情報共有する事ができます。小児精神科医の指示の下に支援を組み立てる事もできます。

1. **保護者支援**

**子育ての悩みに対する相談、ケアを一時的に代行する**

②でもお話させて頂きましたが、どんなことでも、児童発達支援管理責任者に、相談してください。

「ケアを一時的に代行する」というのは、放課後等デイサービスの利用理由が、ご家族のレスパイトでもよいという事です。

**受給者証**

放課後等デイサービスを利用するには受給者証が必要です。受給者証は、療育手帳や身体障がい者手帳などの手帳がなくても、医師の意見書があれば交付されます。受給者証に関しては私の説明後の休憩のあとに、この南保健福祉センター３階にある南高齢・障がい者相談課の職員さんから説明させて頂きます。

受給者証申請書類の一つに**「障がい児支援利用計画」**というのがあります。これは放課後等デイサービスを何日利用する必要があるかを、市に説明する書類です。相談支援事業所と契約して作成する方法と、セルフプランといって、ご家族が市から郵送される用紙に記入して作成し提出する方法があります。

セルフプランの場合、先ほどお話した放課後等デイサービス事業所に必ず居る、**児童発達支援管理責任者**と、一緒に作成する事もできます。

相談支援事業所ですが、現在南区で新規受付をしている事業所はありません。お一人年間2万円という報酬で単独運営できないので数が増えません。今年の4月に法改正があり、放課後等デイサービス事業所の**児童発達支援管理責任者**がセルフプランの方をバックアップする事になりました。しかし現状の児童発達支援管理責任者達が、特別な訓練を受けた相談支援事業所に従事する相談支援専門員の役割を担える力はありません。今年度当法人では加盟団体の児童発達支援管理責任者に相談支援の役割を果たせるように研修をしていきます。

次に、放課後等デイサービス事業で具体的に子ども達に提供されるサービス内容の一部を紹介します。これらを組み合わせて、ご本人の希望やご家族の希望に沿った発達支援をします。ご希望に対してどのような活動を提供するか、サービス提供により得られる事とはどのような事かをまとめたものが、さきほどお話した個別支援計画です。

法律では以下の４つを基本活動としています。

1. **自立支援と日常生活の充実のための活動**

**基本的日常生活動作や自立生活を支援する。**

学習支援（宿題・読み書き・計算）などを提供している事業所もあります。

他にはSSTやTEACCHプログラムなどの心理療法を使って支援をしている事業所もあります。

SSTとはソーシャル・スキル・トレーニングといって、日本語で言うと社会生活技能訓練という対人関係スキルを身につける為の心理社会療法です。

中学生や高校生になって、自力通所定着支援をするところもあります。

1. **創作活動**

**表現する喜びを体験し、豊かな感性を培う。**

季節行事やアート活動や音楽活動や料理です。

1. **地域交流の機会提供**

**社会経験の幅を広げていく事。地域との交流を図る。**

買い物や外出（動物園・水族館）や工場見学や展覧会など、色々な外出プログラムを提供している事業所があります。高齢者施設のご利用者との交流や就労体験のプログラムを設定している事業所もあります。

1. **余暇の提供**

**多彩なプログラムを用意し、ゆったりした雰囲気の中で活動を行える工夫をし居場所つくりをする。**

みんなでやるゲームや運動。運動はプールに行ったり、川遊びをしたり、山に登ったり、屋内運動場に行ったり、体育館に行ったりします。体育教員免許のある支援員がダンスやマット運動などを一緒にやったり、ボルダリングを設置している事業所もあります。

**事業所の形態**

**個別支援・小集団支援・集団支援**に大別されます。

学校に迎えに行って事業所で過ごしお家に送り届ける**送迎サービス**のあるところと、送迎サービスをしていないところがあります。

色々な理念やコンセプトを持った、たくさんの事業所があります。10月14日の第２回目の事業所合同説明会の時に各事業所の想いとサービス内容をお聞きいただけたらと思います。

１週間のタイムスケジュール例を３つ説明します。

1. 放課後等デイサービスを週２日利用。1事業所のみ利用。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 日中 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 放デA | 自宅 |
| 放課後 | 帰宅 | 帰宅 | 放デA | 帰宅 | 帰宅 |  |  |

1. 放課後等デイサービスを週６日利用。２事業所利用。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 日中 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 放デB | 自宅 |
| 放課後 | 放デA | 放デA | 放デA | 放デB | 放デB |  |  |

1事業所を週6日でも良いです。3事業所を併用しても良いです。

1. 放課後等デイサービスを週１日利用。学童保育を週３日利用。習い事のプールを週1回利用。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 日中 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 学校 | 自宅 | 自宅 |
| 放課後 | 放デA | 学童 | プール | 学童 | 学童 |  |  |

平日は学童に行って、休業日と呼ばれる夏休みなどの長期休暇や土曜日に放課後等デイサービスを利用している方もいらっしゃいます。

好きなスケジュールを組めます。年齢が進み必要な事が変化してきたら、その要望に合う事業所に移る事もできますし、通い始めたけど合わないなと思ったら他の事業所に移る事もできます。とにかく自由です。

では最後に**放課後等デイサービス事業所の選び方**です。

３つあります。

1. **どのような療育、支援が必要なのか。**

ご本人が必要と思う事や楽しいと思う事をしている、放課後等デイサービス事業所を選ぶという事です。

現在、南区で5８ヶ所、中央区で77ヶ所、緑区で20か所、大和市に３３か所の放課後等デイサービス事業所があります。事業所が送迎可能となれば、どの地域の事業所でも利用できます。

個別療育等をしている事業所で、送迎がなく保護者の方と通うなら、どの市でもどの都道府県の事業所でも利用できます。

先ほど、具体的に子ども達に提供される、サービス内容の一部を紹介しましたが、各事業所様々な支援を提供しています。本日は南区放課後等デイサービス説明会の、1回目で放課後等デイサービス事業の説明ですが、2回目は南区にある放課後等デイサービス事業所合同説明会になります。空きがある事業所が10月１4日火曜日に、1事業所3分ほどで特徴等を直接ご説明します。例年３０事業所ほど参加します。各事業所の説明をお聞きいただき、見学する事業所を絞って頂ければと思います。

1. **事業所の雰囲気を知る。**

立地や室内の様子など、子ども自身の好き嫌いがあります。支援員の印象や相性も大きく影響します。すでに利用している子ども達の雰囲気も、事業所の印象に大きく係る事柄です。

1. **送迎の有無**

送迎が必要な場合、通っている学校に迎えに行ってくれるのか、利用後にご自宅まで送ってくれるのか。各事業所送迎ルートが設定されています。支援内容で利用したいと思っても、送迎範囲外の場合は、その事業所は利用できないという事になります。

たとえば、ご自宅が東林間で相模原養護学校に通学しているとします。原当麻の事業所は相模原養護学校には送迎に行けますが、ご自宅の東林間への送迎は行っていないとなると、この事業所は利用できないという事になります。

送迎をやっているかどうかと共に、学校と自宅が送迎範囲かどうかを、まず確認してから、利用候補にする事が必要です。送迎範囲ならば見学する事業所候補にするという感じです。

②にあるように、**必ず見学はしてください**。まずはご家族が支援内容などを聞きがてら見学して、事業所の雰囲気を知ってください。その後ご本人と一緒に見学し、ご本人に拒否感がなければ体験利用してみるという流れがよいです。

のちほど質問の時間が設けられています。どのような事でもよいので、ご質問があればその時にお申し出頂ければと思います。

長時間に渡り、ご清聴くださりありがとうございました。

資料作成：令和7年7月2日　一般社団法人相模原市南区地域障がい福祉連絡協議会　会長　坂本桃子

こども部会部会長　田嶋萌子